資料

総務省

# 電気通信事業法第27条の３の施行状況の検討

２０２２年１０月
事務局

# １．2019年の電気通信事業法改正とその後の取組

# 2019年の電気通信事業法改正とその背景



○　携帯電話市場においてみられた
①　人気端末の購入に対する過度な利益提供による利用者の誘引
②　過度な囲い込み契約
の是正を目的として、2019年に電気通信事業法の一部を改正する法律案を提出し、全会一致で可決・成立。

［以前の携帯電話市場］

① 人気端末の購入に対する過度な利益提供
（例：高額なキャッシュバック）

② 過度な囲い込み契約
（例：「4年縛り」、
違約金9,500円）

## 電気通信事業法の改正

### ① 通信料金と端末代金の完全分離

- 通信契約とセットでの端末代金値引き等の上限（税抜2万円）を設定　→端末単体販売時の代金との値差は税抜2万円が上限。

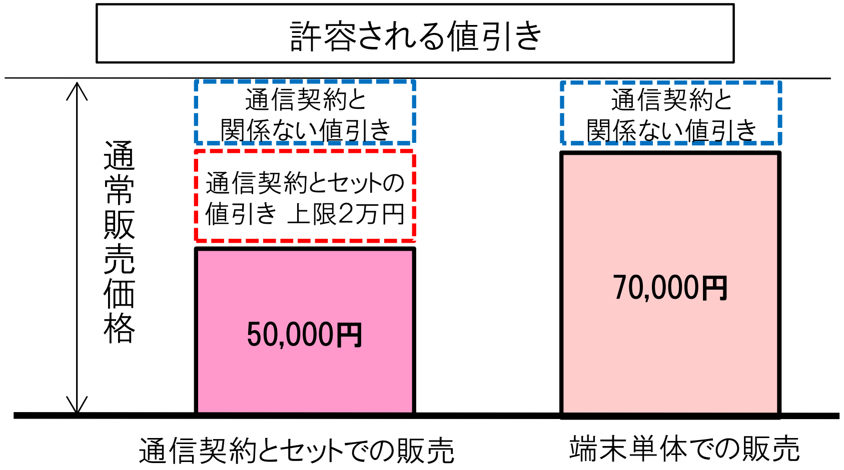


- 端末の購入を条件とする通信料金の割引を禁止

### ② 過度な囲い込みの禁止

- 契約の解除を不当に妨げる提供条件のある契約を結ぶことを禁止
（期間拘束2年まで、違約金の上限1,000円等）

# 2019年改正事業法の施行３年経過後の検討

○　2019年改正事業法（電気通信事業法の一部を改正する法律）は、令和元年5月に全会一致で成立し、同年10月から施行

○　2019年改正事業法においては、法律の施行後３年を経過した場合には、改正条項の施行状況について検討し、必要に応じて、所要の措置を講ずることが定められている（附則第６条）。

○　本年10月で、2019年改正事業法の施行から３年を迎えることから、上記の検討を開始する必要がある。

## ○電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）附則

（検討）

第六条　政府は、<u>この法律の施行後三年を経過した場合において</u>、この法律による<u>改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは</u>、その結果に基づいて<u>所要の措置を講ずる</u>ものとする。

# WGにおける提言等を踏まえたこれまでの主な取組



## 利用者の理解を助ける取組
（利用者の理解を妨げるような商慣行や表示・説明の是正）

- 通信料金や端末代金を分かり易く
  - ・通信料金と端末代金の分離について、利用者への正確な説明・周知の実施等を要請（2021年９月、2022年６月）
- 販売代理店等における説明を分かり易く
  - ・「頭金」の用語の使い方を是正（2020年11月）
  - ・販売代理店ごとに端末価格が異なる場合があることを周知（2020年11月）
- 総務省携帯電話ポータルサイトを公開（2020年12月）
  ポータルサイトを大幅拡充（2022年４月）
- 消費者団体への説明会を実施（2021年８月～2022年４月）

## 多様で魅力的なサービスを生み出す取組
（MNOのネットワークの適正な形での開放・提供）

- MVNOの支払い負担を軽減
  - ・MVNOがMNOのネットワークを用いる際に支払う接続料について
    - 2021年度接続料について2019年度比で半減を実現（ 2021年２月）
    - 2024年度接続料についても、2021年度比でさらにおよそ半減（2022年2月）
- 電気通信事業法を改正し、MVNOとMNOの協議を適正化
  - ・MNOはMVNOと協議の際に必要な情報を提示すること、MVNOの求めに応じ役務提供をしなければならないことを規定（2022年６月）

## 乗換えを手軽にする取組
（利用者の乗換えを阻むような仕組みや商慣行の是正）

- MNP手続を改善（2021年４月）
  - ・原則無料化
  - ・オンライン受付24時間化　等
- SIMロックを原則禁止（2021年８月）
- スマートフォンでのeSIMサービスを開始（2021年７～９月）
- キャリアメールの持ち運びを実現（2021年12月）
- MNOの違約金を撤廃（2021年10月～2022年４月）
- 解約手続をオンライン化（2022年３月までに全MNOが対応）

# 携帯電話ポータルサイト

総務省では、消費者の皆様がご自身に合った携帯電話サービスを選ぶ際に役立つ情報をまとめた「**携帯電話ポータルサイト**」を公表しています。

携帯電話ポータルサイト を検索！

# 携帯分野における「データ接続料」（携帯大手３社のネットワーク貸出料）の推移

○　2021年２月末に届け出られたデータ接続料（赤部分）は、**前年度の予測**（青部分）**よりも更なる低廉化が進み、アクションプランに掲げた「３年間で半減させる目標」を前倒しで実現**。

（携帯大手3社平均の接続料　：　58.1万円（2019年度当初額）　⇒　25.7万円（2021年度当初額）　（▲55.7%））

○　2022年２月末に届け出られたデータ接続料（緑部分）は、**前年度の予測**（赤部分）**を更に下回っており、引き続き３年間でおよそ半減のペースで低廉化が進捗**。

（携帯大手3社平均の接続料　：　25.7万円（2021年度当初額）　⇒　13.5万円（2024年度当初額）　（▲47.4%））

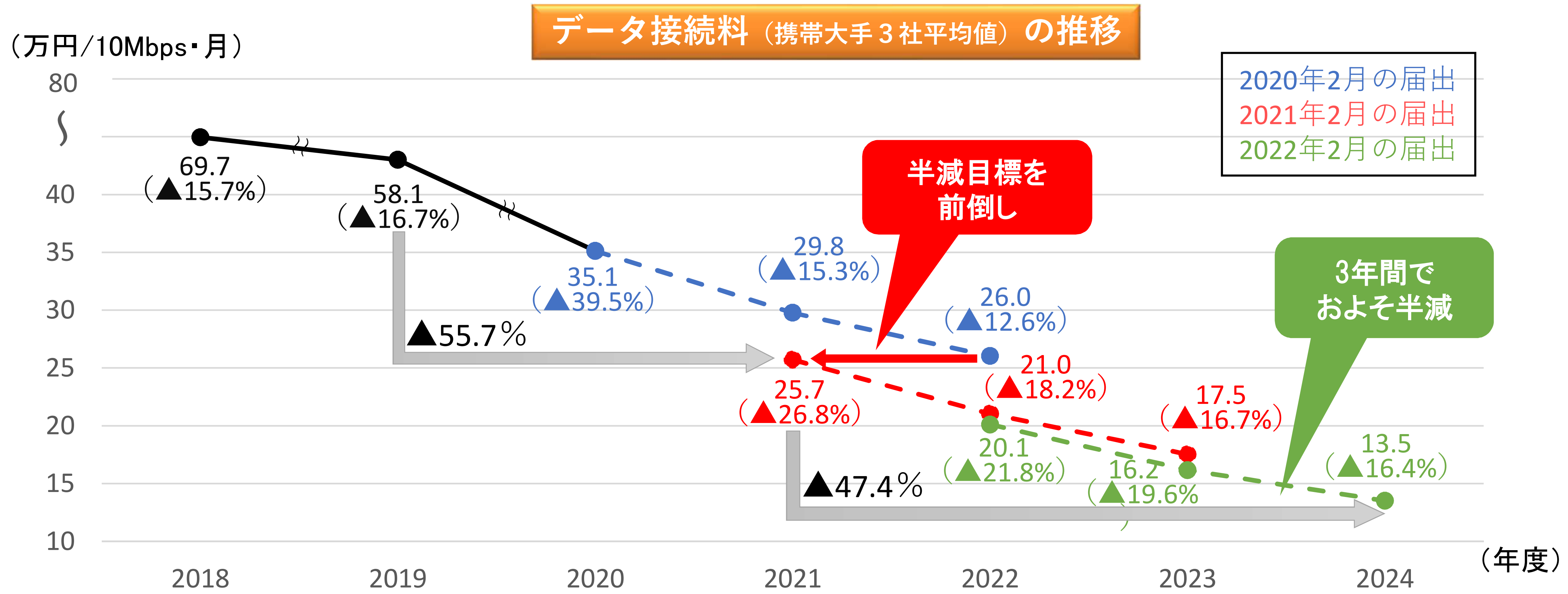


（参考）データ接続料の算定方法

$$接続料単価 \leqq \frac{適正な原価 ＋ 適正な利潤}{需要(回線容量)}$$

# 卸協議の適正性の確保に係る制度整備の概要

○ **卸役務については**、卸先事業者の創意工夫によるサービス提供を可能とするため、**相対契約を基本**としている。

○ しかしながら、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いた卸役務（指定設備卸役務）のうち、多くの事業者が提供を受けている**光サービス卸やモバイル音声卸※については**、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きいにもかかわらず、**長期にわたり卸料金が高止まり**している点が指摘されていた。

※これらの卸役務は、多くの利用者が利用するFTTHサービス、携帯電話サービス等を卸先事業者が提供するために用いられるもの

○ また、指定設備卸役務の協議の実態についてヒアリングしたところ、**指定設備を設置する事業者**（**NTT東日本･西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク**）**は基本的に問題が生じていない**とする一方で、**卸先事業者からは、提案等に対し受領連絡のみで終わるケース、提案が具体性を欠くために協議が不成立になるケース等がある、との問題提起**があった。

○ 上記のことから、双方が十分に納得した形で協議が行われておらず、**指定設備を設置する事業者の意向が強く反映される状況にあり、指定設備を設置する事業者に交渉上の高い優位性**を認めざるを得ない。

○ このため、指定設備卸役務の提供について、引き続き相対契約を基本としつつも、現行の交渉環境を改めるため、**指定設備を設置する事業者の交渉上の優位性や両者の間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備として、以下の措置を図ることが必要**である。

➢ 指定設備を設置する事業者に対し、**正当な理由のない限り指定設備卸役務を提供する義務を課す**

➢ 指定設備を設置する事業者に対し、**料金の算定方法等一定の事項について、卸先事業者の求めに応じ、卸先事業者に情報を開示する義務を課す**

**＜卸協議の適正化イメージ＞**

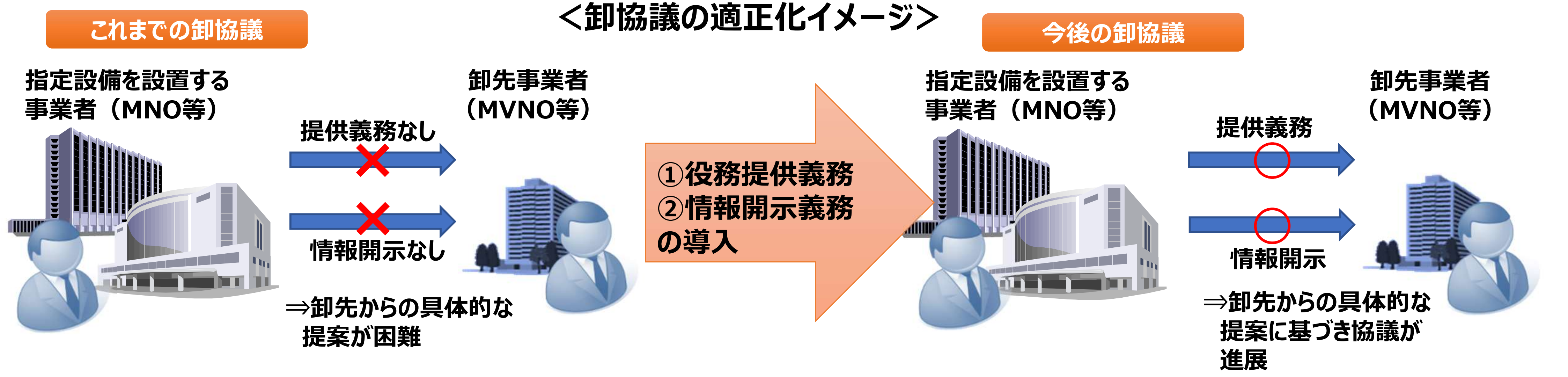

# 携帯電話の他事業者への乗換え・同一事業者内でのブランド等変更に係る手数料


注：費用はすべて税抜き

**旧**（2020年末まで） → **新**（2021年春以降）

## ①他事業者に乗換える際の手数料

### 旧（2020年末まで）

**合計：（基本）6,000円**

（内訳）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 乗換え元に支払う費用 | ドコモ | 3,000円※ | MNP手数料 |
| | KDDI | 3,000円 | MNP手数料 |
| | SoftBank | 3,000円 | MNP手数料 |

＋

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 乗換え先に支払う費用 | ドコモ | | 3,000円※ | 契約事務手数料 |
| | KDDI | au | 3,000円 | 契約事務手数料 |
| | | UQmobile | 3,000円 | SIMﾊﾟｯｹｰｼﾞ料 |
| | SoftBank | SoftBank | 3,000円 | 契約事務手数料 |
| | | Y!mobile | 3,000円 | 契約事務手数料 |

※　オンラインで手続きを行う場合は0円

### 新（2021年春以降）

**合計：3,000円または0円**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 乗換え元に支払う費用 | ドコモ | 0円 | |
| | KDDI | 0円 | |
| | SoftBank | 0円 | |

＋

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 乗換え先に支払う費用 | ドコモ | ドコモ | 3,000円※ | 契約事務手数料 |
| | | ahamo | 0円 | ※※ |
| | KDDI | au | 3,000円 | 契約事務手数料 |
| | | povo | 0円 | |
| | | UQmobile | 3,000円 | SIMﾊﾟｯｹｰｼﾞ料 |
| | SoftBank | SoftBank | 3,000円※ | 契約事務手数料 |
| | | LINEMO | 0円 | |
| | | Y!mobile | 3,000円※ | 契約事務手数料 |

※　オンラインで手続きを行う場合は0円
※※　店頭での手続サポートを希望する場合は3,000円が必要

## ②同一事業者内でブランド等を変更する際の手数料

### 旧（2020年末まで）

**合計：6,000円**

（内訳）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ドコモ | － | － | － |
| au | →UQmobile | 3,000円 | MNP手数料 |
| | | 3,000円 | SIMﾊﾟｯｹｰｼﾞ料 |
| SoftBank | →Y!mobile | 3,000円 | MNP手数料 |
| | | 3,000円 | 契約事務手数料 |

### 新（2021年春以降）

**合計：（基本）0円**

| | | | |
|---|---|---|---|
| ドコモ | →ahamo | 0円 | ※※ |
| au | →povo | 0円 | |
| | →UQmobile | 0円 | |
| SoftBank | →LINEMO | 0円 | |
| | →Y!mobile | 0円 | |

※※　店頭での手続サポートを希望する場合は3,000円が必要

# 異なるブランド・料金プラン間の乗換えに係る手続き等の見直し



○ 2020年11月27日の総務大臣会見後、12月３日、NTTドコモが新たなプランを発表。また、12月９日の二大臣会合開催後、KDDIはauからUQmobileへ、ソフトバンクはソフトバンクからY!mobileへの乗換えに必要な手続きや手数料の見直しを発表。

| | | | 変更申込 | 番号移行手続き | 番号移行手数料支払い（例:3,000円） | SIMロック解除手続き | SIMロック解除手数料支払い（例:3,000円） | 違約金支払い（最大9,500円程度）（注1） | 乗換え先での契約手続き | 契約事務手数料（例:3,000円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTドコモ | ギガプラン等↓ahamo | 店頭 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | Web | 要 | － | － | － | － | － | － | － |
| KDDI | au↓UQmobile | 店頭 | －→要<br>済（注3） | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 | －<br>（注2） | －<br>（注2） | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 |
| | | Web | －→要<br>済（注3） | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 | －<br>（注2） | － | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 |
| ソフトバンク | ソフトバンク↓Y!mobile | 店頭 | －→要<br>済（注3） | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 |
| | | Web | －→要<br>済（注3） | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 | － | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 | 要→－<br>済 |

注１：2019年10月の改正電気通信事業法施行以前の主な料金プランの違約金は9,500円。改正法施行後の料金プランの違約金は上限1,000円。注２：2017年７月以前発売の端末では、SIMロック解除手続きが必要。注３：変更申込を行う場合、利用者は乗換え先のブランド（auからUQmobileに乗換える場合はUQmobile、ソフトバンクからY!mobileに乗換える場合はY!mobile）にのみ申込を行う。

出典：各社HP

# 「スイッチング円滑化タスクフォース」報告書の概要



○ 「スイッチング円滑化タスクフォース」は、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」（令和２年10月27日公表）を踏まえ、事業者間の乗換えの円滑化に資する取組について、集中的かつ専門技術的に検討することが目的。

○ 具体的には、①eSIMの促進、②SIMロック解除の一層の推進、③キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討、④MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討などの取組について、今後の方向性をとりまとめた。

※ 「スイッチング円滑化タスクフォース」報告書案については令和３年４月２日～同年５月6日にパブリックコメントを実施し、同月28日に報告書を公表

## ①eSIMの促進

● **スマートフォンにeSIMを導入**

➡2021年夏頃を目処として、できるだけ早期に導入

・ MNOは、MVNOによるeSIM導入に必要な機能を開放することが適当。
・ 申込や開通の手続に関する利用者へのサポートを充実させるべき。
・ 現行のSIMカードと同等のセキュリティの確保とオンラインでの本人確認（eKYC）を行うべき。

## ②SIMロック解除の一層の推進

● **SIMロックを「原則禁止」とするルールへの見直し**

➡速やかに対応

・ 購入者の権利や競争を制限する効果を有するSIMロックの設定は、極力限定的であることが必要。
・ 利用者による端末詐取等の不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できた場合は、SIMロックを一律禁止。不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できない場合も、原則禁止。

## ③キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

● **キャリアメールの「持ち運び」を実現**

➡2021年中を目処に、できる限り早期の実現を目指す

・ 実現方法として、「変更元管理方式」とすることが望ましい。
・ 対象範囲や対象端末等について、できる限りMNO3社で共通の方式に統一すべき。
・ コスト回収の在り方は事業者が利用者負担を考慮しつつ自主的に判断し、「持ち運び」に関する利用者への十分な周知を行うべき。

## ④MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討

● **ワンストップ化の実施に向け対応**

➡2年以内を目処にワンストップ方式が実施できるよう取り組む

・ 具体的な実現方式については、利用者保護の観点も踏まえつつ、今後、関係事業者間において具体的な検討を行うことが適当。
・ 上記の検討に当たっては、MVNOが容易にワンストップ化を実現できるようにする点等についても留意すること。

※ 上記4つの検討項目のほか、検索時の解約手続ページの非表示（「no index」タグ）についても検討

# SIMロックの原則禁止、eSIMの導入促進

## 1　SIMロックの原則禁止

● SIMロック・ガイドラインの改正（2021年８月10日公表）
　… 2021年10月以降発売の新端末については、SIMロックを原則禁止。
　… 過去に販売された端末についても、
　　・ 信用確認が取れた利用者については、SIMロックの即時解除を義務付け済み。
　　・ 加えて、2021年11月以降、利用者がSIMロックがかかっているかを確認できる手段の整備を義務付け。

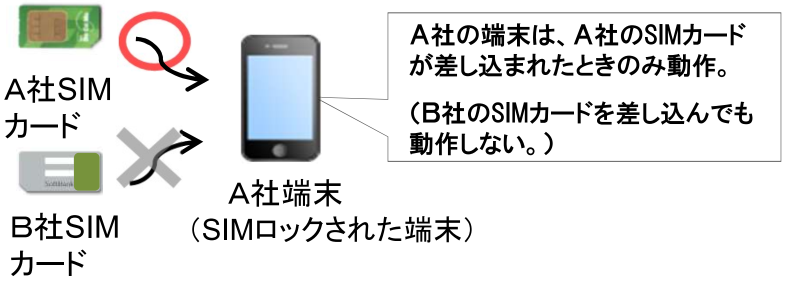


（各社の対応状況）

・ 2021年９月から新発売のiPhoneについては、各社ともガイドラインを先取りしてSIMロックなしで販売を開始
・ 同年10月以降に発売された端末につき、全社対応済み

engadget
iPhone 13シリーズ、携帯4社とも『SIMロック無し』で販売
総務省の『SIMロック原則禁止』に先行対応
engadget
NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク・楽天モバイルの携帯4社は、iPhone 13シリーズをSIMロック無しで販売します。

【業界情報サイトにおける記事の例】

## 2 「eSIM」（組み込み型SIM）の導入促進

● eSIMサービスの促進に関するガイドラインを策定（2021年８月10日公表）
　… MNOによるeSIMサービスの提供及びMVNOへの開放を義務付け。

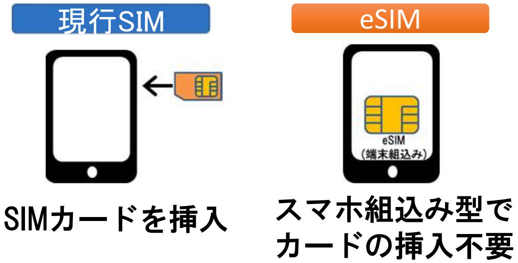


・ 全MNO、全ブランドにおいて、2021年９月までにeSIM機能を導入済み

# 「キャリアメールの持ち運び」の提供開始について

○ 「キャリアメール（※）の持ち運び」は、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクにおいて、令和３年中に基本的なサービスを実現すべく開発準備が行われてきたところであり、NTTドコモが12月16日から、KDDI・ソフトバンクが12月20日からサービス提供開始。

※MNO4社が○○@docomo.ne.jp、△△@ezweb.ne.jp、□□@softbank.ne.jp、◇◇@rakumail.jpなどのアドレスで提供するメールサービス

○ 楽天モバイルについても、令和４年７月１日にキャリアメールサービスを開始し、同年８月５日から「キャリアメールの持ち運び」の提供を開始。

○ 各社のサービス概要は以下のとおりであり、今後一部機能を改定する事業者があるものの、令和４年秋頃までには改定を行う見込み。

**【各社が提供するサービス概要】**

| | NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク | 楽天モバイル |
|---|---|---|---|---|
| サービス名称 | ドコモメール持ち運び | auメール持ち運び | メールアドレス持ち運び | 楽メール持ち運び |
| 報道発表日 | 令和3年12月15日 | 令和3年12月15日 | 令和3年12月20日 | 令和4年7月1日 |
| 提供開始時期 | 令和3年12月16日 | 令和3年12月20日 | 令和3年12月20日 | 令和4年8月5日 |
| 申込方法 | ドコモの解約日を含め31日以内に、専用サイトからオンラインで申込み | auを解約後31日以内に、専用サイトからオンラインで申込み | ソフトバンクを解約後31日以内に、専用サイトからオンラインで申込み | 楽天モバイルの解約日を含め31日以内に、専用サイトからオンラインで申込み |
| 主な機能 | ・メールアドレスの引継ぎ<br>・メールボックスの引継ぎ<br>・メールの送受信<br>・迷惑メールの受信拒否 | ・メールアドレスの引継ぎ<br>・メールボックスの引継ぎ<br>・メールの送受信<br>・迷惑メールの受信拒否<br>（既存の設定の引継ぎ不可。 新たな個別設定は可能） | ・メールアドレスの引継ぎ<br>・メールボックスの引継ぎ<br>・メールの送受信<br>・迷惑メールの受信拒否<br>（設定の変更は不可） | ・メールアドレスの引継ぎ<br>・メールボックスの引継ぎ<br>・メールの送受信<br>・迷惑メールの受信拒否<br>（設定の変更は不可） |
| 料金額 | 330円（月額、税込） | 330円（月額、税込） | 330円（月額、税込）／<br>3,300円（年額、税込） | 330円（月額、税込） |

# 既往契約の早期解消に関する取組の状況



■:総務省による取組
■:要請を受けた事業者の取組
■:事業者の自主的な取組

| | |
|---|---|
| 2021年9月16日 | 「競争ルールの検証に関する報告書2021」公表 |
| 17日 | 報告書2021での提言を受け、総務省からMNO3社に対し要請を発出 |
| 10月1日 | NTTドコモが違約金の留保を撤廃<br>以降、全ての契約の違約金を免除 |
| 2022年1月31日 | 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の公布・施行 |
| 2月 1日 | ソフトバンクが約款上で全ての契約の違約金を撤廃 |
| 4日 | 総務省から、改正法施行当時より事業法第27条の3の規律の対象となっている電気通信事業者19社に対し、上記省令の施行を踏まえた既往契約の解消に向けた取組について要請 |
| 18日 | NTTドコモが約款上で全ての契約の違約金を撤廃 |
| 3月16日 | ソフトバンクが旧端末購入プログラムの回線契約継続条件を撤廃 |
| 4月 1日 | KDDIが 約款上で全ての契約の違約金 及び 旧端末購入プログラムの回線契約継続条件 を撤廃 |

# MNO３社の既往契約の状況（2022年６月末時点）



○ MNO３社は、違約金を全て撤廃し、利用者に不利な既往契約は全て解消。

■：総務省の要請を受けた事業者の取組　■：事業者の自主的な取組　■：2023年9月末までに自然解消の見込み

| | | | NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|---|---|---|---|---|---|
| 不適合拘束条件 | 契約期間２年超又は違約金1,000円超 | 利用者不利 | **解消**<br>（違約金留保を含む） | **解消** | **解消** |
| | 上限を超える継続利用割引 | 利用者有利 | 一定程度残存 | **解消** | -<br>（元から存在せず） |
| 不適合利益提供等 | 端末の購入を条件とする通信料金割引 | 利用者有利 | 0.02%※ | 5.6%※ | 3.4%※ |
| | 旧端末購入プログラム | 利用者有利 | -<br>（元から存在せず） | 32.8%※<br>（回線契約継続条件は撤廃済） | 23.8%※<br>（回線契約継続条件は撤廃済） |

※　事業法第27条の3の施行時（2019年9月末）の残存数を100とした時の2022年6月末時点の指数。小数点以下第2位又は第3位を四捨五入。

# 契約の解除に伴い所要の額を超える金額を請求することの禁止
## ～解約に伴い請求できる金額の制限～



○ 期間拘束契約に関しては、契約から離脱したいと考えても**高額な違約金の存在により解約ができず**、トラブルに至るといったケースが生じている。

※例えば、2020年度の苦情相談の件数では、「解約の条件（解約費用等）」の占める割合は、MVNOサービス（クラウドWi-Fiサービスを除く。）においては18.0%、MNOサービスにおいては9.3%、FTTHサービスにおいては12.0%等となっており、調査をした全てのサービスにおいて比較的高い割合 となっていた。

⇨ **本年7月施行の規則改正において、解約に伴い請求できる金額の制限を導入**

### 改正前

○ 大手携帯会社等が提供する主な移動電気通信サービス

→違約金等の上限は1000円（税抜）

○ それ以外の事業者が提供する電気通信サービス

→違約金等の規制なし

### 改正後

○ 全ての事業者が提供する一般消費者向け電気通信サービス

→違約金等の上限は月額利用料相当額※

※ 大手携帯会社等が提供する主な移動電気通信サービスについては、現行規定も併存するため、1000円（税抜）と月額利用料相当額のどちらか低い方が上限となる。

○ そのほか、解約時に請求できるもの

（１）サービスの対価（未払い利用料）

（２）固定インターネットの工事費等

※ 利用期間に応じて低減した残存分。
→ 契約期間後は請求不可

（３）利用者都合により実施する工事等の費用（全額）

（４）レンタル物品の未払い使用料等

※ 壊された場合、返却されない場合
→物品ごとに再調達価額まで請求可

ただし、当分の間、次の契約については適用除外。

①2022年6月30日までに締結された契約（既往契約）　②既往契約の更新契約

③既往契約の範囲内で利用者の求めにより変更された契約　④既往契約を軽微変更した契約

# 遅滞なく解除できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止
## ～利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講じることの義務化～

○　2020年度上半期から感染が拡大し始めた新型コロナウイルスは生活の様々な場面に影響を与えた。電気通信サービスに対する苦情相談のうち、新型コロナウイルスに関連する件数としては2020年４月、５月が多く、その後は右肩下がりの状況となっていた。

○　新型コロナに関連する苦情項目としては**「解約の条件・方法」に関する苦情相談**が最も多く、その中でも**「解約の方法（解約の申出方法等）」**に関する苦情が多い。また、発生要因としては、「電話応答」に起因すると考えられる苦情相談が最も多く、**「契約解除の手続」**、「申告者の認識との不一致」が続いており、感染拡大に伴う**事業者側の体制変更等が、解約に時間が掛かる等の苦情**に影響していたものと思われる。

⇒ **本年7月施行の規則改正において、利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講じることの義務化**

**改正前**

特段の規定なし

**改正後**

○　特段の合理的な事情がある場合を除き、利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じることを義務化。

**<具体的な措置の例>**

（１）ウェブ解約

（２）オペレーターを十分に配置して電話により遅滞なく解約

（３）解約の予約

**<禁止される行為の例>**

（１）契約手続と比較して解約手続の電話が繋がりにくい

（２）利用者が望まない引き止め

# ２．2019年以降のモバイル市場の動向

2022年10月1日現在

# 携帯電話事業者各社の主な料金プランの比較



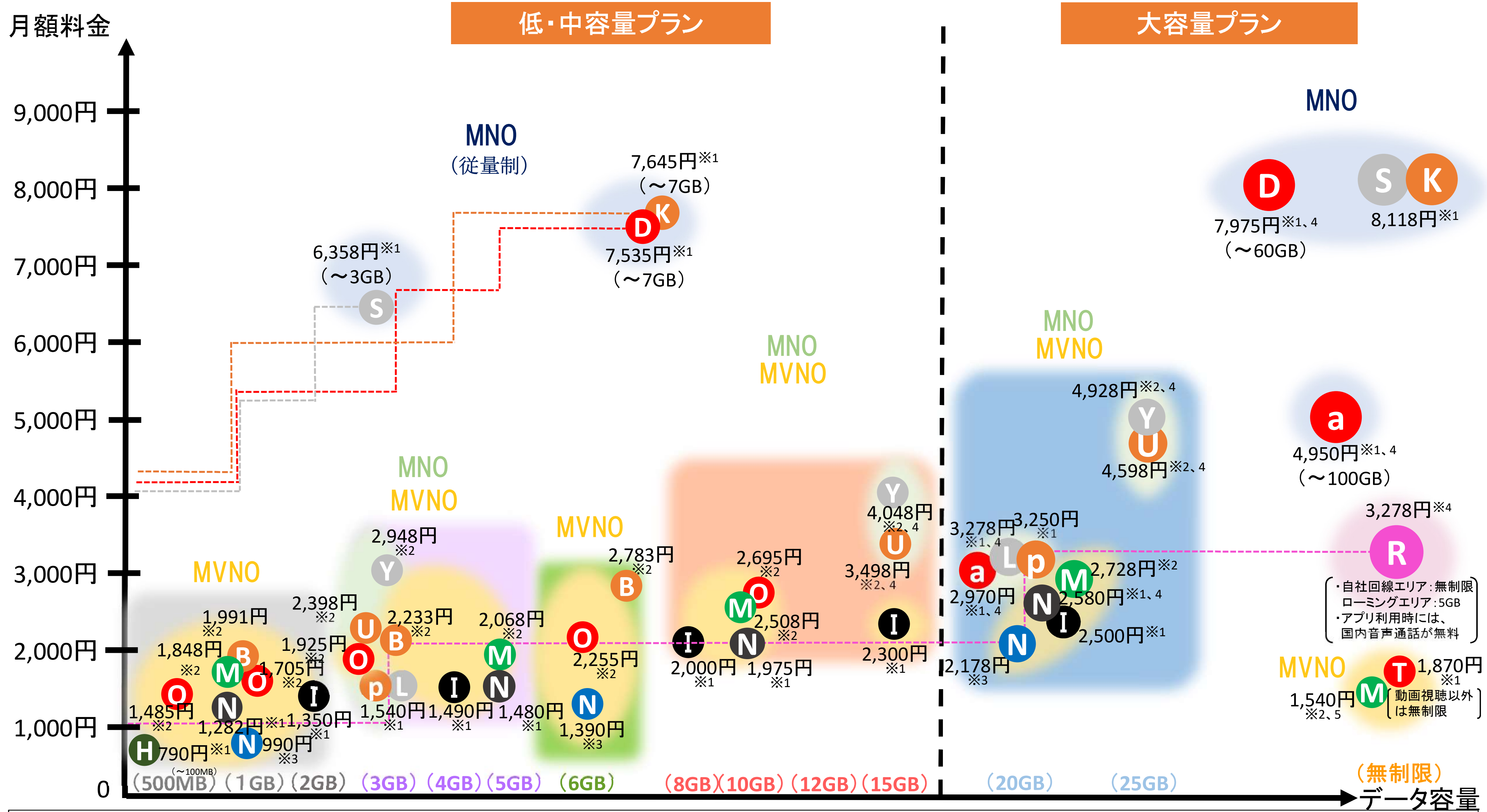


D：NTTドコモ　a：ahamo　O：OCNモバイルONE（NTTレゾナント）［ドコモのエコノミーMVNO］　T：トーンモバイル（フリービット）［ドコモのエコノミーMVNO］　K：au　p：povo　U：UQmobile　B：BIGLOBE［KDDI系列のMVNO］

S：SoftBank　L：LINEMO　Y：Y!mobile　R：楽天モバイル　I：IIJ　M：mineo（オプテージ）　N：日本通信　N：NUROモバイル　H：HIS

注：音声あり・期間拘束なしプランで比較。価格は全て税込。 ※1：1回5分以内の国内通話無料。 ※2：1回10分以内の国内通話無料。 ※3：国内通話月70分無料。
※4：月間データ利用量が契約容量を超過した場合の通信速度は、送受信時最大1Mbps。 ※5：最大1.5Mbps（平日12～13時は32kbps）

（出典：各社HPを基に総務省作成）

# 携帯電話料金の国際比較①

## スマートフォン４Ｇ（ＭＮＯ：シェア１位の事業者 推移）（2022年５月20日公表）

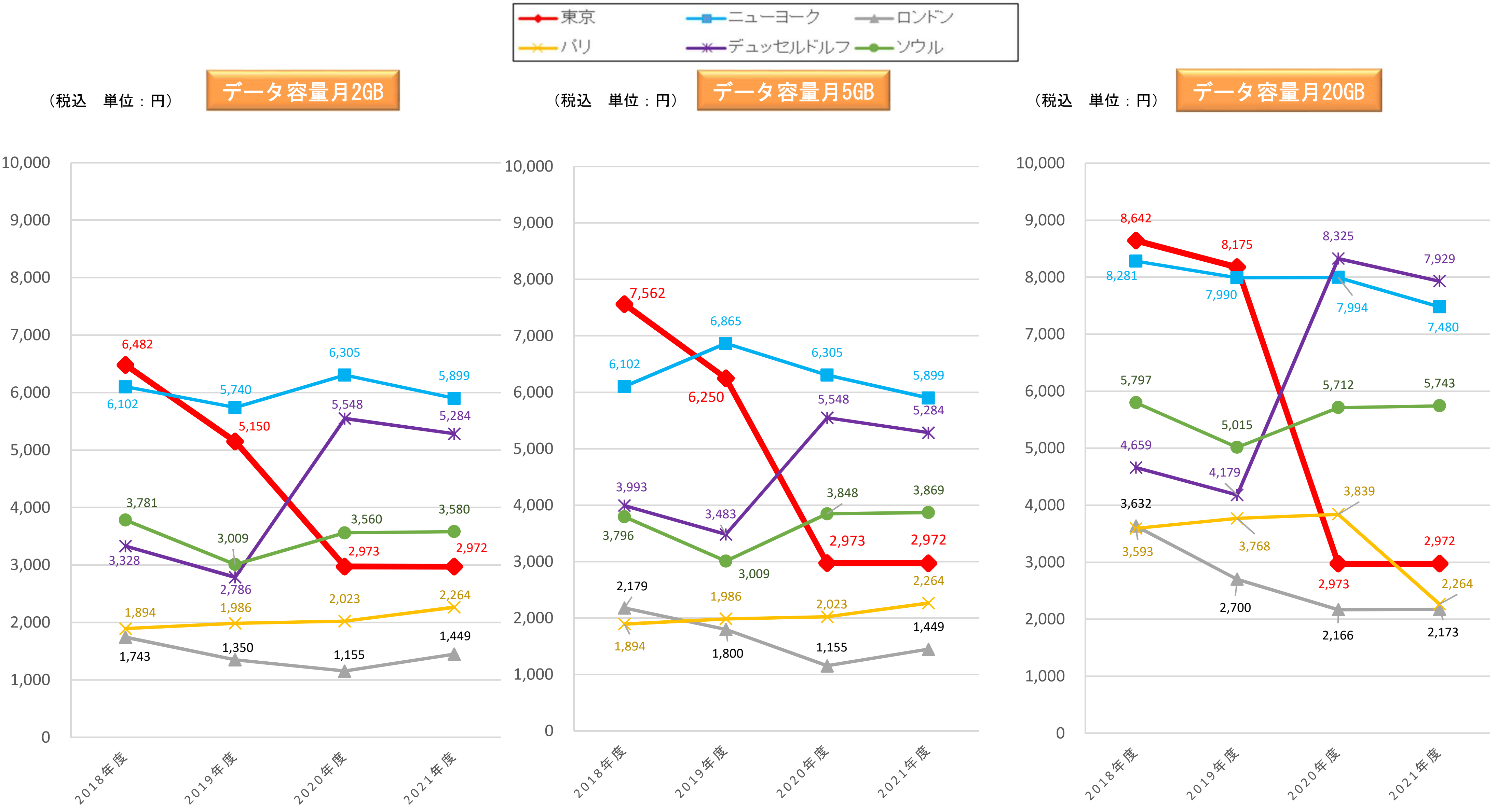


（注１）各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。

# 携帯電話料金の国際比較②

## スマートフォン４Ｇ（MVNO：シェア１位の事業者 推移）（2022年５月20日公表）

凡例：東京／ニューヨーク／ロンドン／パリ／デュッセルドルフ／ソウル

（税込　単位：円）　**データ容量月2GB**

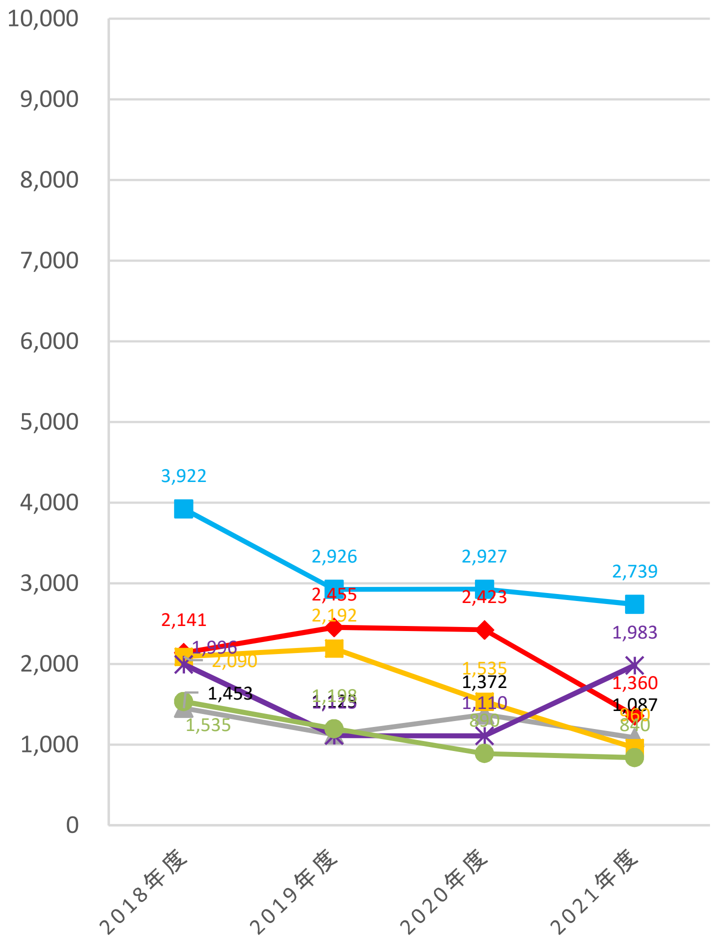


（税込　単位：円）　**データ容量月5GB**

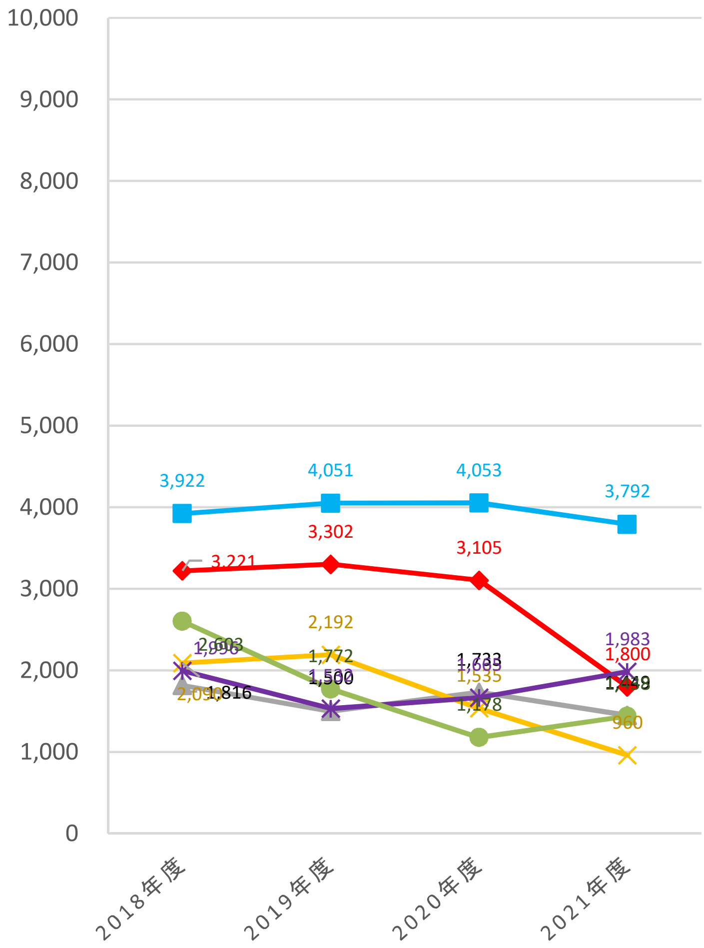


（税込　単位：円）　**データ容量月20GB**

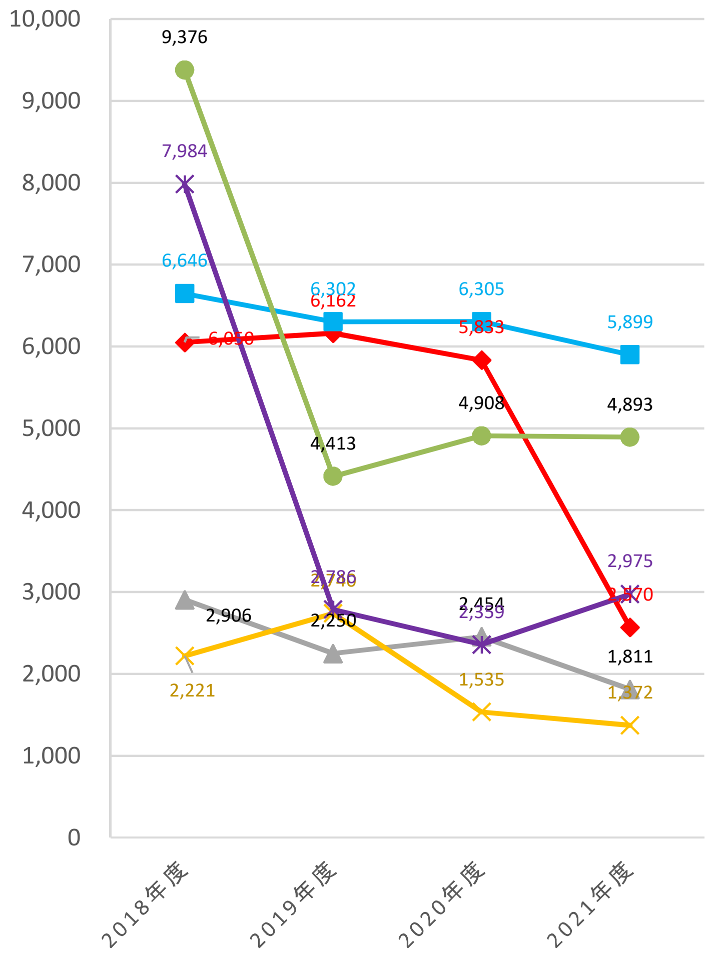


（注１）各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。

# MVNOにおける通話料金（プラン）低廉化の例



○ 2021年4月にMNOの卸料金が引き下げられることとなったこと等を受け、MVNOにおいて通話料金を引き下げる動きが見られた。

| 会社名 | 旧料金（プラン） | 新料金（プラン） |
|---|---|---|
| IIJ | ・ 20円/30秒<br>・ 通話定額３分(月額600円)<br>・ 通話定額10分(月額830円) | ・ 10円/30秒(2021/9/11～)<br>・ 通話定額５分(月額455円)<br>・ 通話定額10分(月額637円)<br>・ かけ放題プラン(月額1,273円)(2021/12/7～) |
| イオンモバイル | ・ 20円/30秒 | ・ 10円/30秒(2021/10/1～)<br>・ フルかけ放題(月額1,500円)(2021/11/26～) |
| オプテージ | ・ 20円/30秒 | ・ 20円/30秒<br>・ 10分かけ放題(月額500円)<br>・ 時間無制限かけ放題(月額1,100円)(2022/3/1～) |
| DTI | ・ 20円/30秒 | ・ 20円/30秒<br>・ 音声通話かけ放題(月額950円)(2021/12/27～) |
| 日本通信 | ・ 10円/30秒<br>・ 通話無料70分（月額1,980円） | ・ 10円/30秒<br>・ 通話無料70分(月額637円)<br>・ 通話かけ放題(月額1,455円)(2022/1/27～)<br>※合理的シンプル290に対するオプション<br>・ 通話かけ放題(月額1,091円)(2021/12/27～)<br>※合理的20GBプランに対するオプション |
| y.u mobile | ・ 20円/30秒<br>・ 10分かけ放題(月額780円)<br>・ 無制限かけ放題(月額2,700円) | ・ 20円/30秒<br>・ 10分かけ放題(月額500円)(2022/1/1～)<br>・ 無制限かけ放題(月額1,273円)(2022/1/1～) |

注 表中の金額はすべて税抜

出典：各社ＨＰ

# 通信料金（携帯電話）の消費者物価指数の推移



## 通信料金（携帯電話）の消費者物価指数の推移（2019年４月～2022年９月）

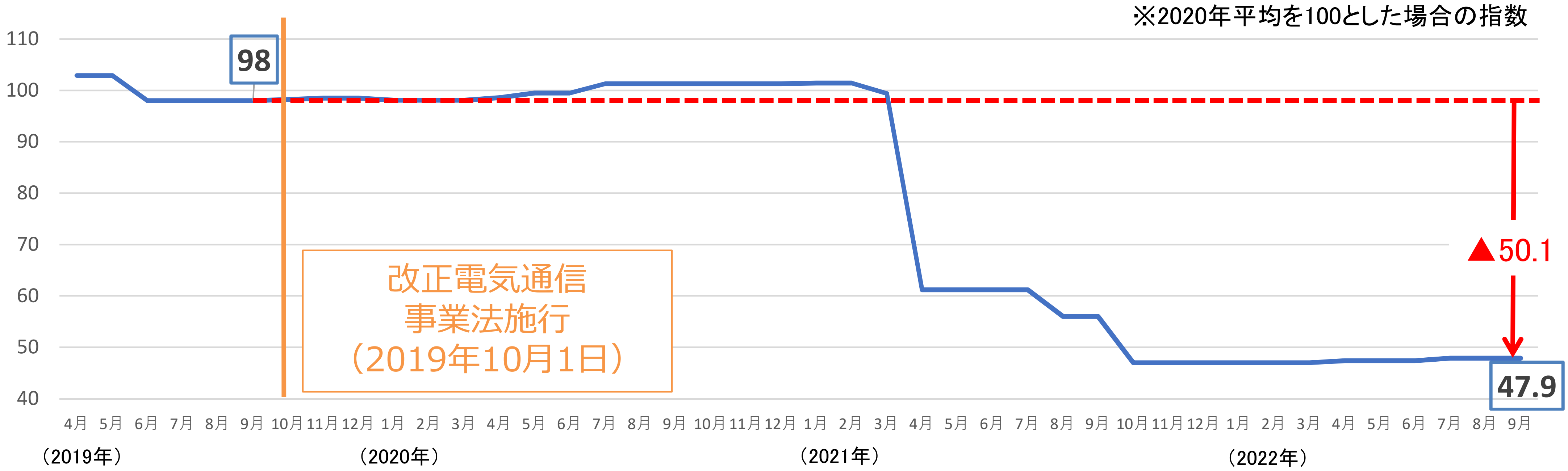


| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2019年 | | | | 102.9 | 102.9 | 98 | 98 | 98 | 98 | 98.2 | 98.5 | 98.5 |
| | | | | | | | | | | 0.2 | 0.5 | 0.5 |
| 2020年 | 98.1 | 98.1 | 98.1 | 98.6 | 99.5 | 99.5 | 101.3 | 101.3 | 101.3 | 101.3 | 101.3 | 101.3 |
| | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.6 | 1.5 | 1.5 | 3.3 | 3.3 | 3.3 | 3.3 | 3.3 | 3.3 |
| 2021年 | 101.4 | 101.4 | 99.4 | 61.2 | 61.2 | 61.2 | 61.2 | 56 | 56 | 47 | 47 | 47 |
| | 3.4 | 3.4 | 1.4 | -36.8 | -36.8 | -36.8 | -36.8 | -42.0 | -42.0 | -51.0 | -51.0 | -51.0 |
| 2022年 | 47 | 47 | 47 | 47.4 | 47.4 | 47.4 | 47.9 | 47.9 | 47.9 | | | |
| | -51.0 | -51.0 | -51.0 | -50.6 | -50.6 | -50.6 | -50.1 | -50.1 | -50.1 | | | |

（出典）品目別価格指数（1970年1月～最新月）

# 利用者の動向（通信モジュール等を除いた契約数：2022年６月末） ①

○　MNO３社の廉価プラン等※1の契約数は、2021年３月以降、継続して増加している一方、廉価プラン等以外のプランは継続して減少している。

※1 NTTドコモ（ahamo）、KDDI（povo、UQモバイル）及びソフトバンク（LINEMO、ワイモバイル）

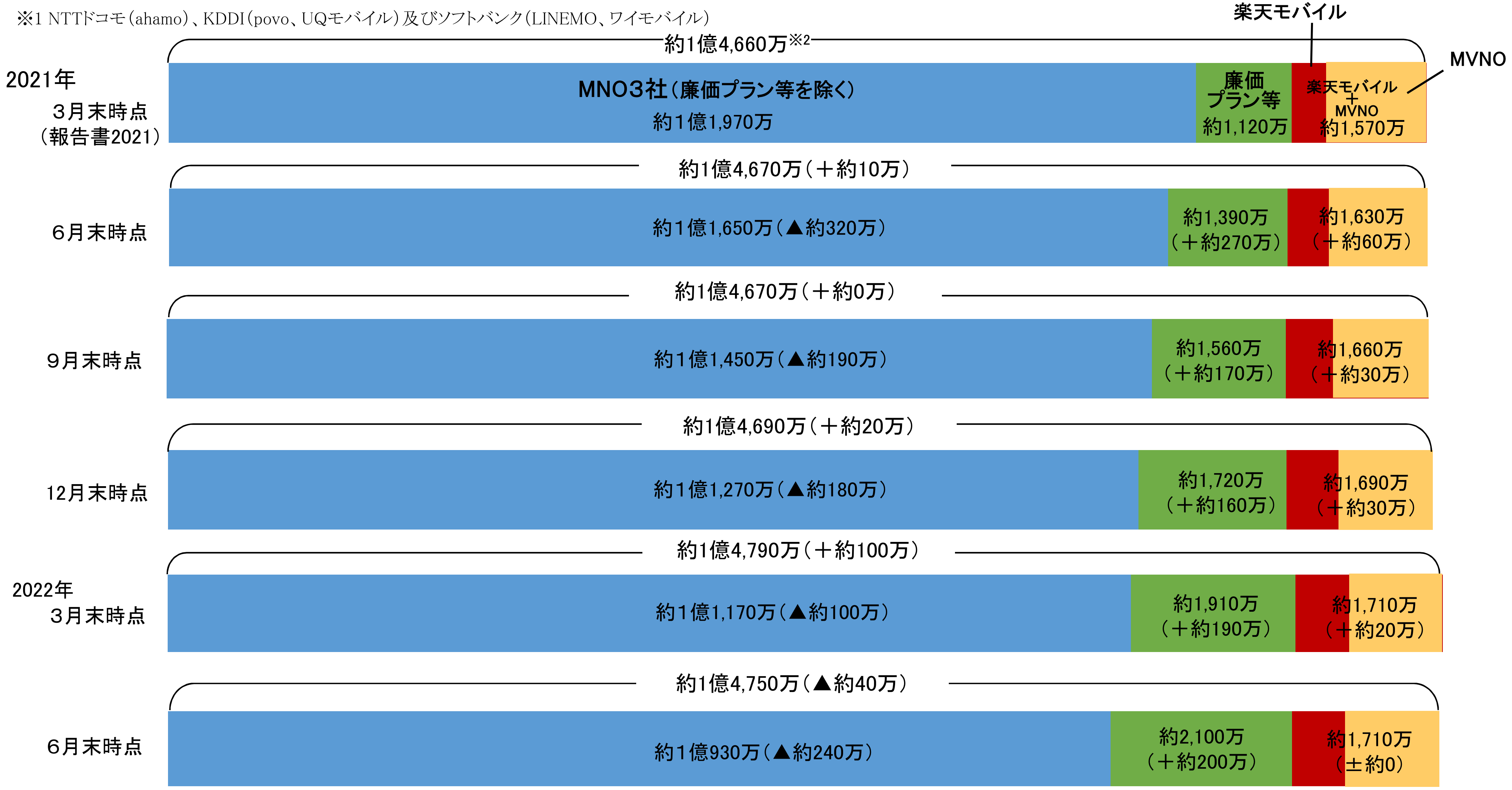


※2 MNOは携帯電話契約数から通信モジュールの契約数を除いたもの。
MVNOは契約数3万以上の事業者からの契約数報告のうち携帯電話・SIMカード型のサービスの契約数。
いずれもMNOのグループ内取引による契約数の重複等を排除・調整している。
契約数の数値は10万未満で四捨五入しているため、合計と内訳等の計は必ずしも一致しない。 次ページにおいて同じ。

（出典）電気通信事業報告規則及び事業者からの報告

# 利用者の動向（通信モジュール等を除いた契約数：2022年６月末） ②

○ MVNOの契約数は、2021年３月以降、継続して減少しているが、このうち、新規受付停止済みの主なMVNOを除いた契約数は増加している。

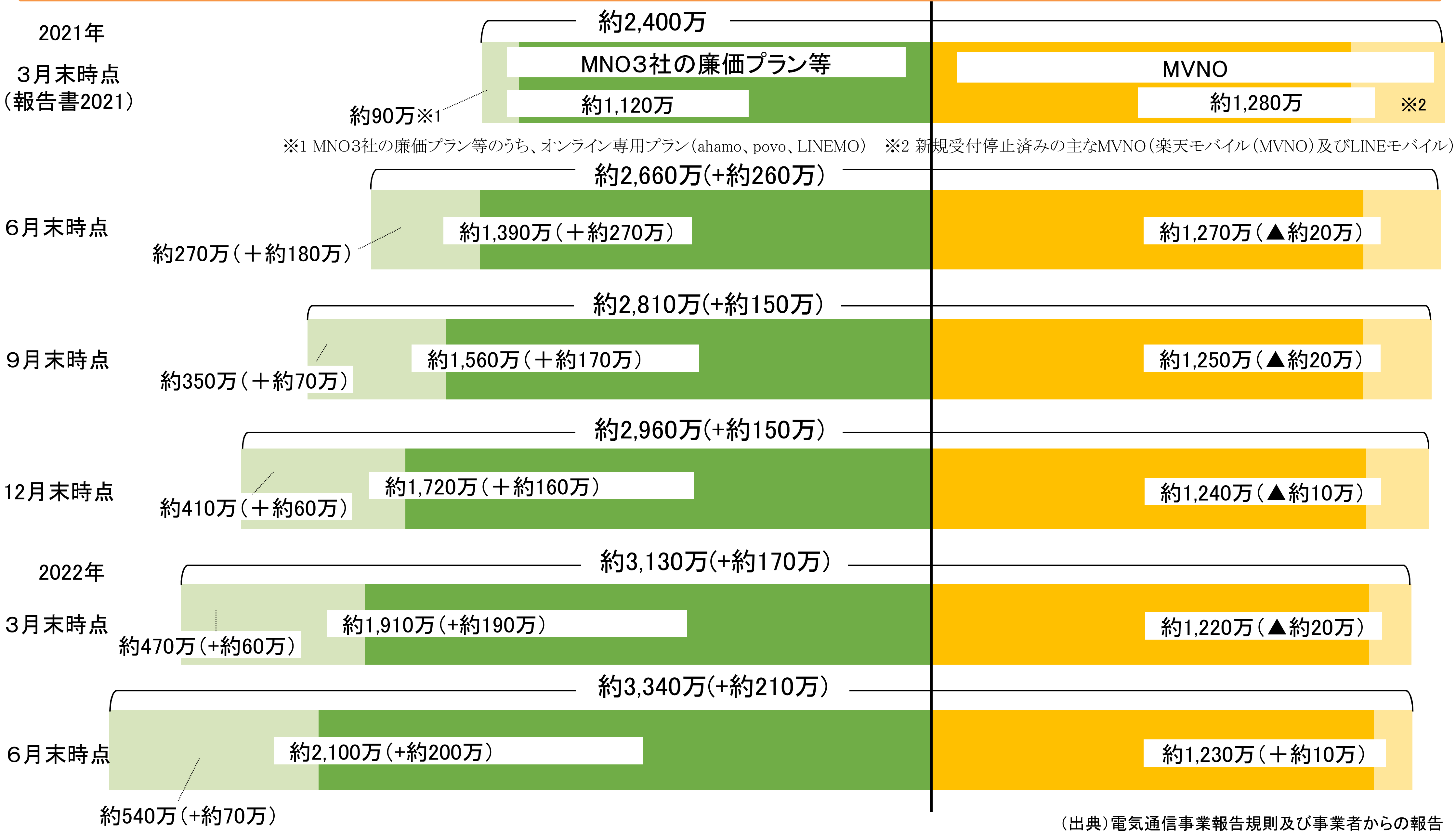


（出典）電気通信事業報告規則及び事業者からの報告

# 消費支出における通信費（二人以上世帯）



## 消費支出における通信費の推移（2019年2月～2022年6月）※

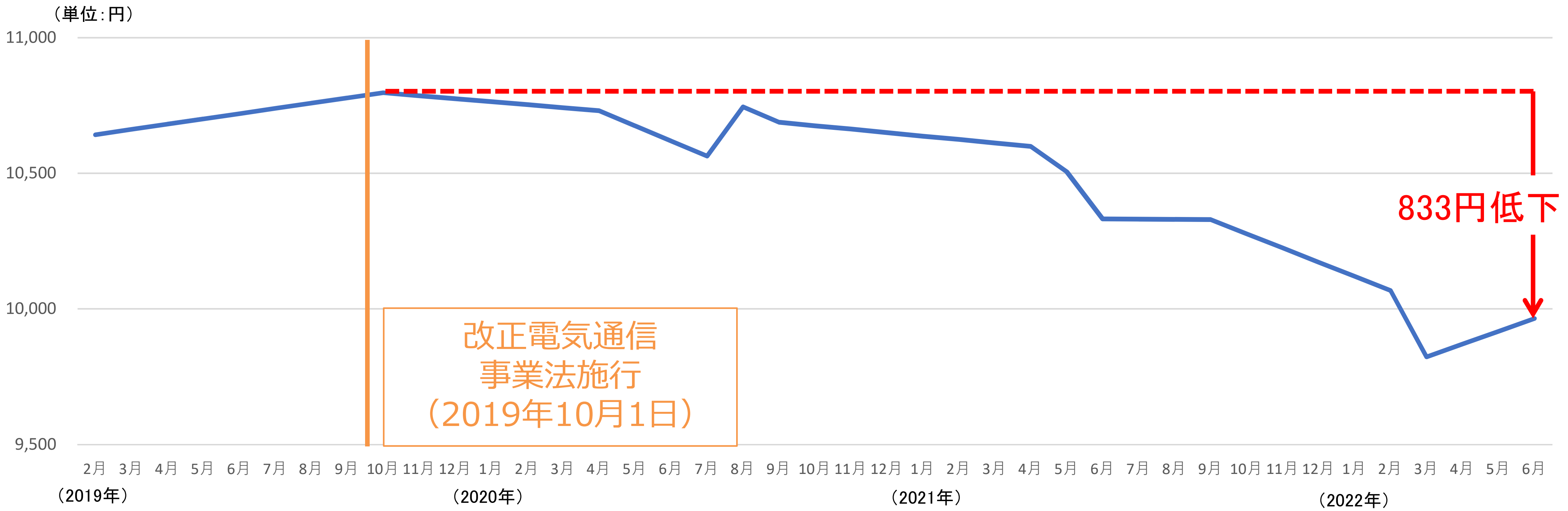


2019年

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 10,642 | | | | | | | | 10,797 | | |

2020年

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 10,731 | | | 10,563 | 10,745 | 10,688 | | | |

2021年

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 10,599 | 10,506 | 10,332 | | | 10,329 | | | |

2022年

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 10,068 | 9,823 | | | 9,964 | |

出典：「家計調査」（総務省統計局）

※1　当月末又は前月末が休日の月の支出金額を異常値としてグラフ及び表から排除（12月は31日を休日とみなす）。

# 今のところ乗換えるつもりがないと考えている理由



○　「今のところ（新料金プランに）乗換えるつもりがない」と回答した者に理由を訊ねたところ、もっとも多かった回答は「特に理由はない（24.6%）」であった。

問　あなたが今のところ新料金プランに乗換えるつもりはないと考える理由は何ですか。あてはまるものをすべてお選びください。

（n＝1,582）

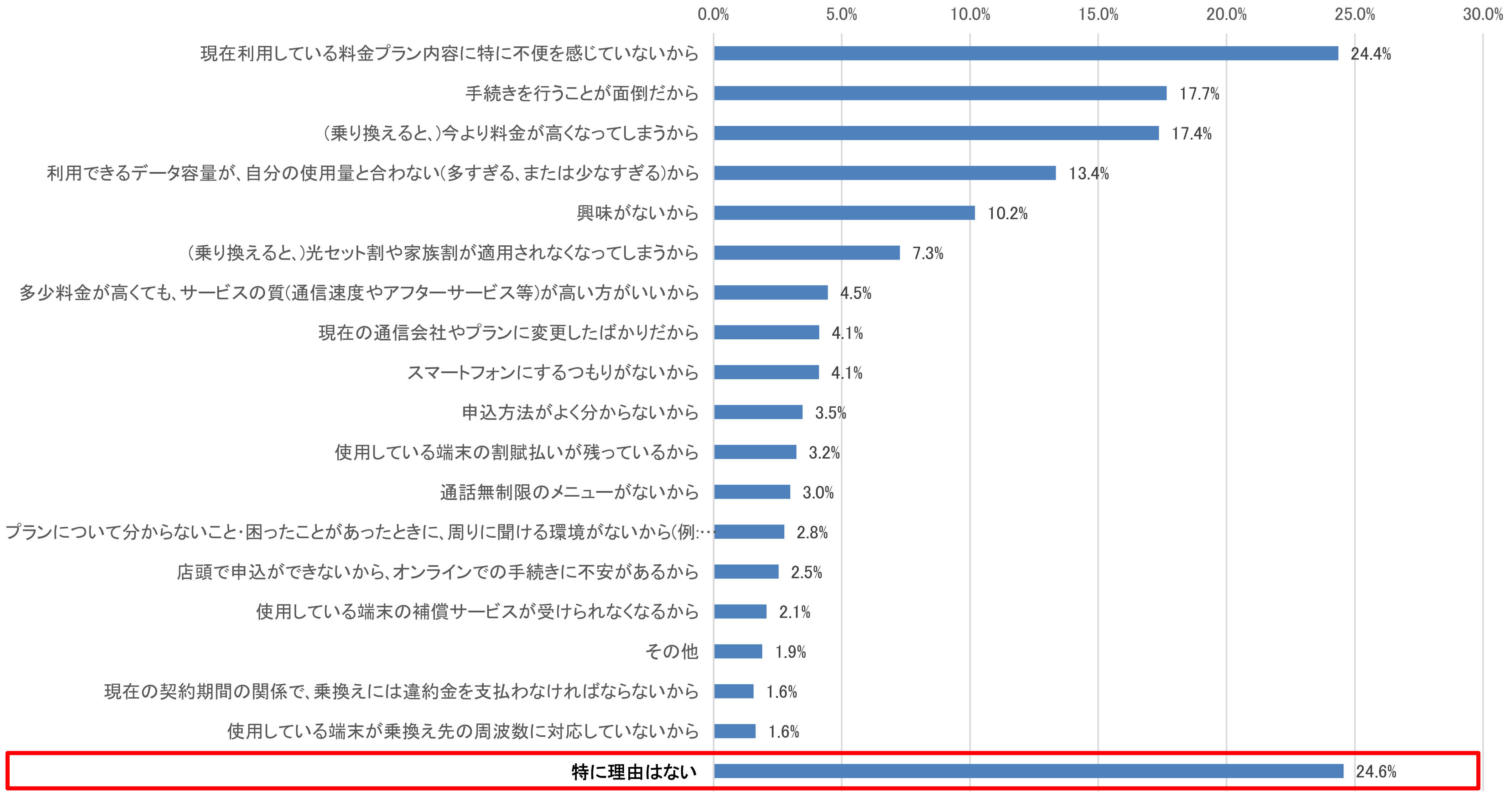


（出典）利用者意識調査（6,000人に対するWEBアンケート）（2022年９月実施）

# 対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供（指定事業者）



○　指定事業者による対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供額、及びそのうち端末購入等割引額とも、2019年10月以降、年度末等の季節変動はあるものの、大きな変動はない。一方、1件当たりの額は、増加傾向にある。

## 利益の提供の件数・額・一件当たり額（指定事業者）

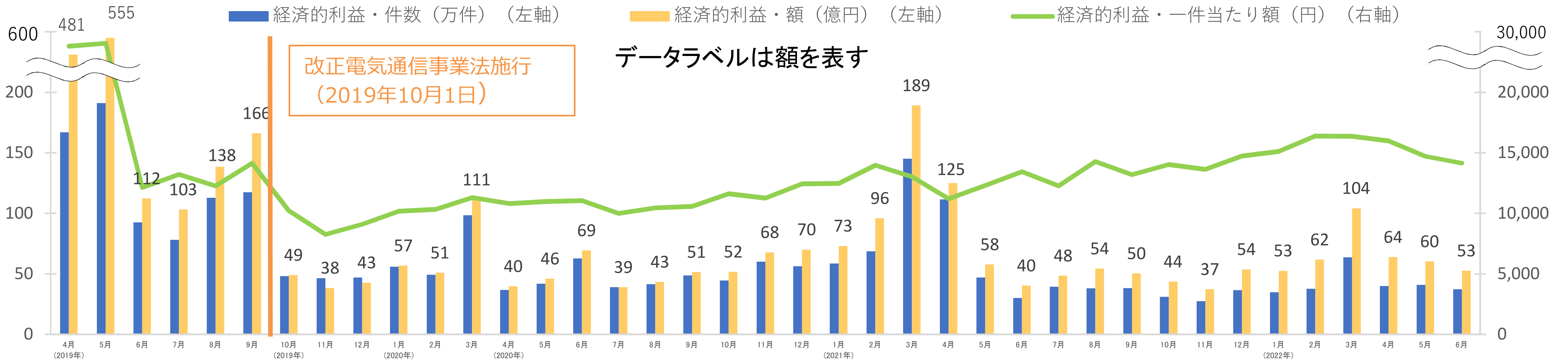


## 上記のうち端末購入等割引の件数・額・一件当たり額（指定事業者）

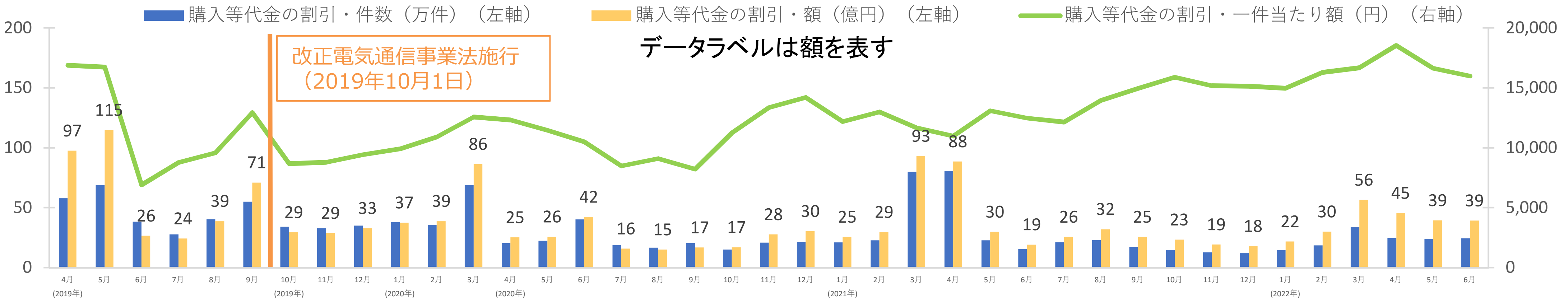


※　2019年4月から9月までの数値については、MNO3社のみの数値。

出典：電気通信事業報告規則に基づく報告及び報告徴収に基づく報告

# 対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供（代理店等※）



○　代理店等による対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供額及びそのうち端末購入等割引額とも、年度末等の季節変動があるものの、増加傾向にある。

## 利益の提供の件数・額・一件当たり額（代理店等）

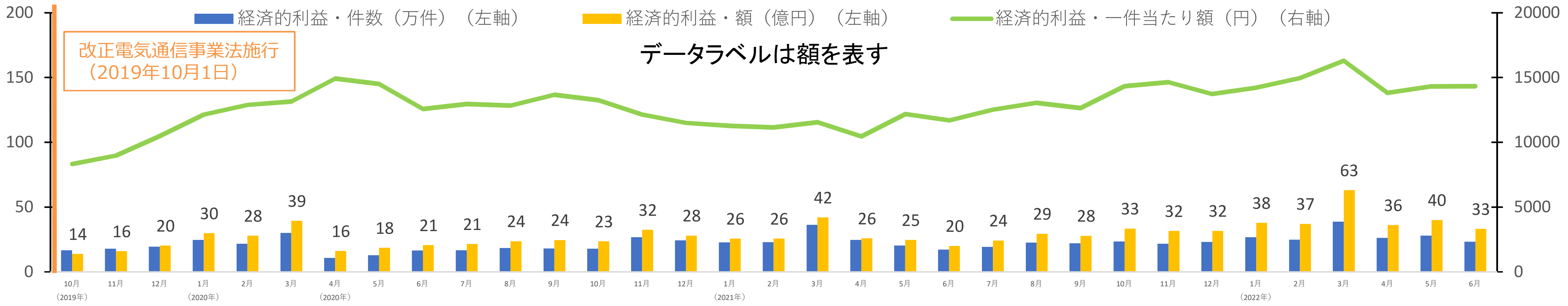


## 上記のうち端末購入等割引の件数・額・一件当たり額（代理店等）

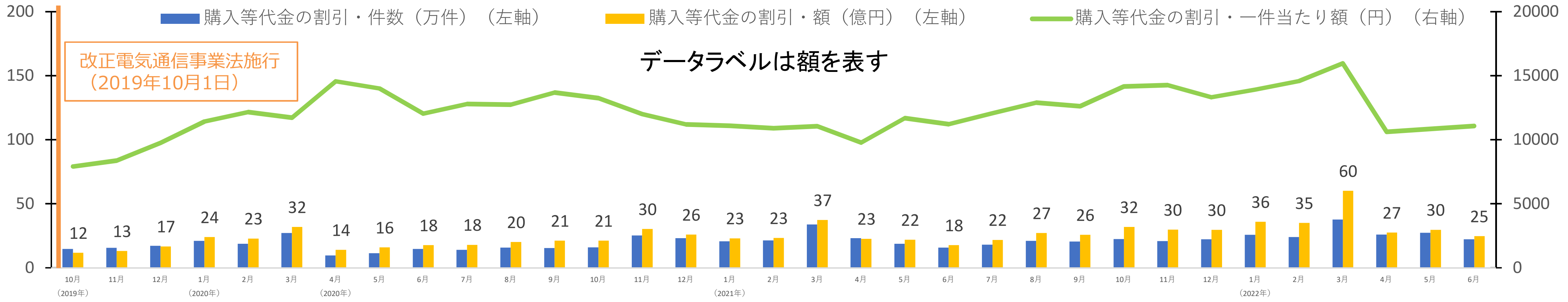


※　前年度末における営業所その他の事務所の数が100以上の届出媒介等業務受託者に限る（電気通信事業報告規則第4条の5）。
注　2019年4月から9月までの数値については、MNO3社のみの数値。

出典：電気通信事業報告規則に基づく報告及び報告徴収に基づく報告

# 新規契約を条件とした経済的利益提供の推移（指定事業者）



○ 2021年６月以降、件数、提供額とも大きく増加。その要因として、一部の事業者が開始したキャンペーン等が考えられる。

## 新規契約を条件とした利益提供（端末購入等代金の割引を除く）（全体）

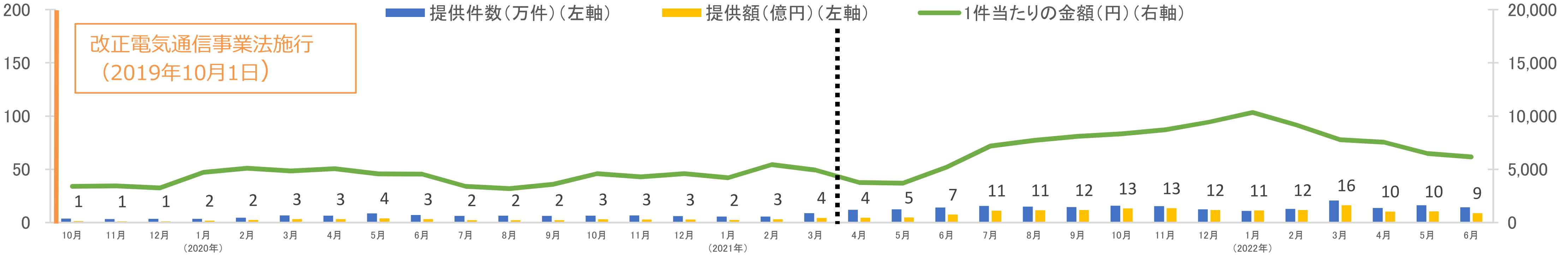


## 新規契約を条件とした利益提供（端末購入等代金の割引を除く）（MNPに係るもの）

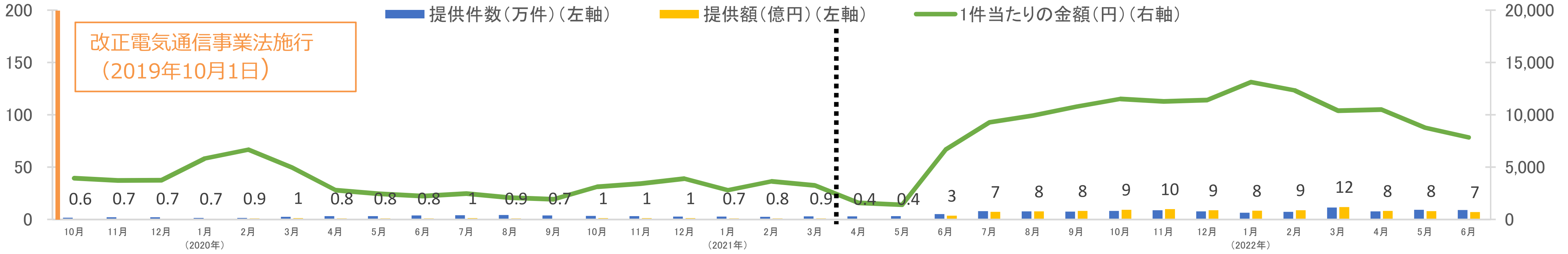


注1）上図の値は移動電気通信役務の契約に係るものを示す。
注2）MNO3社のうち、KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含み、2020年10月以降はUQモバイルの数も含む。

出典：電気通信事業報告規則に基づく報告

# 新規契約を条件とした経済的利益提供の推移（代理店等※）

○ 2019年10月以降、件数及び提供額ともに増加傾向にある。

## 新規契約を条件とした利益提供（端末購入等代金の割引を除く）（全体）

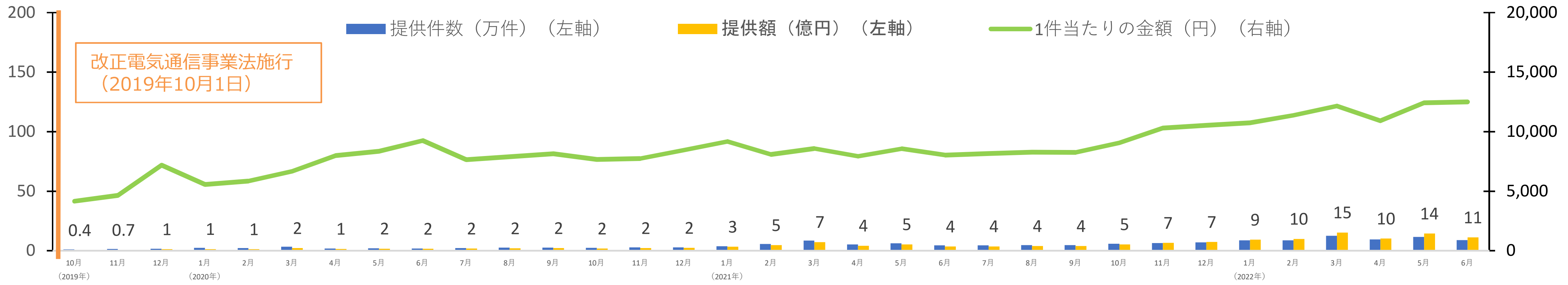


## 新規契約を条件とした利益提供（端末購入等代金の割引を除く）（MNPに係るもの）

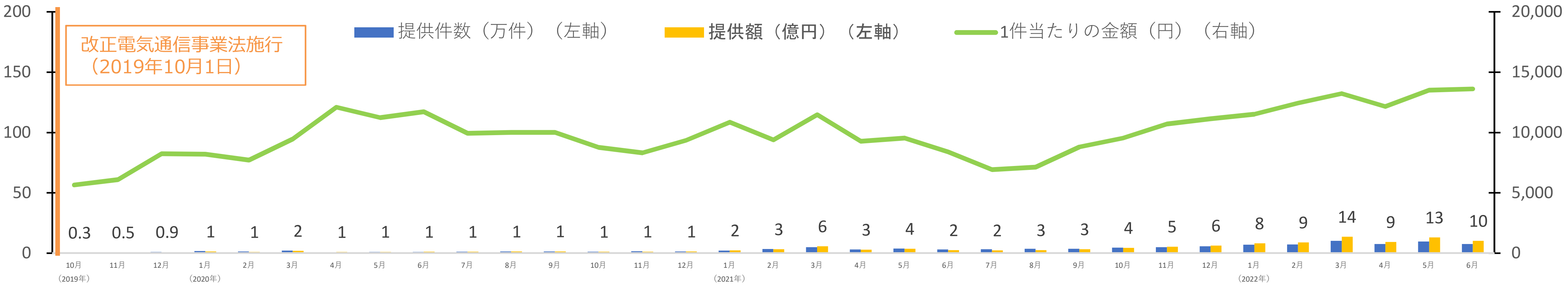


※ 前年度末における営業所その他の事務所の数が100以上の届出媒介等業務受託者に限る（電気通信事業報告規則第4条の5）。
注1）上図の値は移動電気通信役務の契約に係るものを示す。
注2）MNO3社のうち、KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含み、2020年10月以降はUQモバイルの数も含む。 注3）一部データは確認中。

出典：電気通信事業報告規則に基づく報告

# 継続利用割引等の適用状況

○　継続利用割引等の適用件数、金額ともに、2019年10月以降、概ね継続して減少。

## 継続利用割引等の適用件数

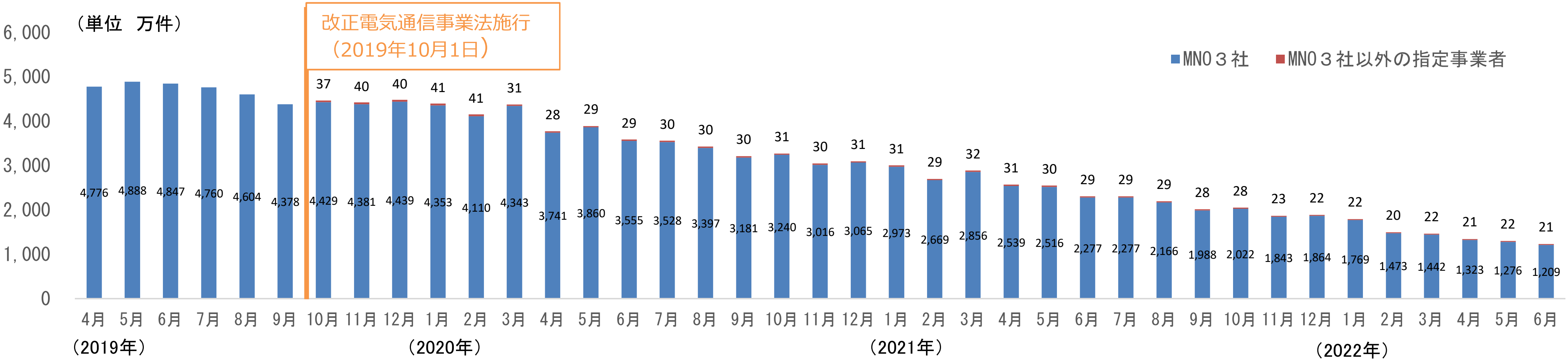


## 継続利用割引等の適用金額

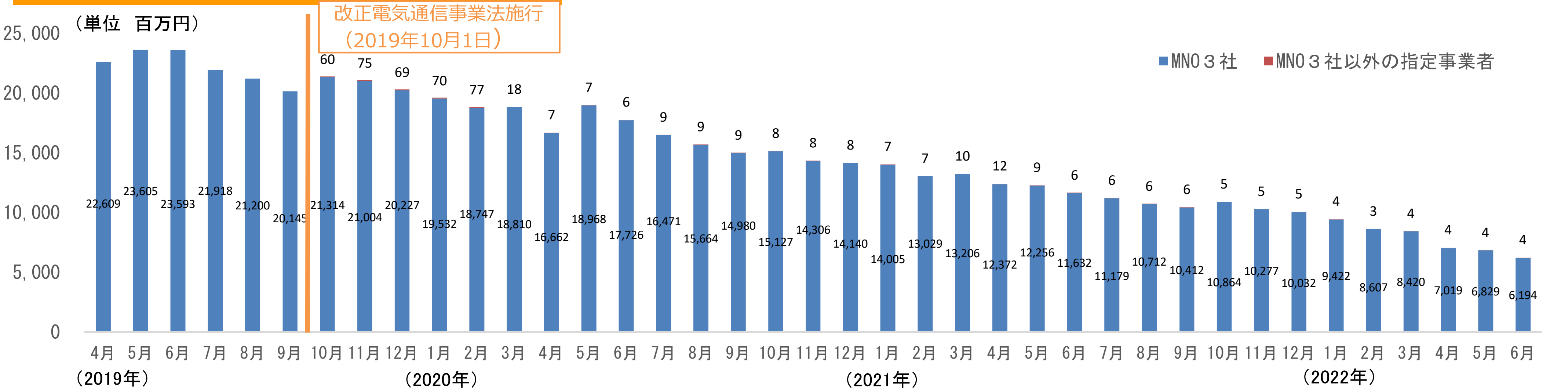


注1）上図の値は移動電気通信役務の契約に係るものを示す。
注2）MNO3社のうち、KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含み、2020年10月以降はUQモバイルの数も含む。
注3）2019年4月から9月までの数値については、MNO3社以外の指定事業者から報告を求めていないため、MNO3社以外の指定事業者の数値を記載していない。

出典：電気通信事業報告規則に基づく報告
及び報告徴収に基づく報告

# 価格帯別売上台数の構成比（スマートフォン）（MNO４社）



## 価格帯別 売上台数 構成比（スマートフォン）（MNO4社）

| 価格帯 | 2020年10月～2021年3月 | | | | 2021年度 | | | | | | 2022年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3Q | 4Q | 合計売上台数の構成比 | | 1Q | 2Q | 3Q | 4Q | 合計売上台数の構成比 | | 1Q | 構成比 |
| 16万～ | 0.9% | 0.4% | 0.6% | 高価格帯 21.1% | 0.2% | 1.9% | 2.9% | 1.5% | 1.6% | 高価格帯 27.2% | 3.6% | 高価格帯 30.4% |
| 14～16万未満 | 3.2% | 2.2% | 2.7% | | 1.4% | 3.9% | 7.2% | 5.7% | 4.6% | | 5.2% | |
| 12～14万未満 | 8.1% | 7.3% | 7.7% | | 6.0% | 5.7% | 5.4% | 4.7% | 5.5% | | 3.7% | |
| 10～12万未満 | 9.9% | 10.3% | 10.1% | | 11.3% | 9.2% | 20.1% | 21.1% | 15.6% | | 17.9% | |
| 8～10万未満 | 19.3% | 14.1% | 16.7% | 中価格帯 44.4% | 15.5% | 10.5% | 7.6% | 19.9% | 13.4% | 中価格帯 39.6% | 13.9% | 中価格帯 39.7% |
| 6～8万未満 | 8.1% | 4.7% | 6.4% | | 4.8% | 3.5% | 6.6% | 6.2% | 5.3% | | 10.6% | |
| 4～6万未満 | 20.7% | 21.7% | 21.2% | | 22.3% | 27.7% | 20.0% | 14.2% | 20.9% | | 15.2% | |
| 2～4万未満 | 28.2% | 35.8% | 31.9% | 低価格帯 34.5% | 36.5% | 31.7% | 21.1% | 15.7% | 26.1% | 低価格帯 33.2% | 23.7% | 低価格帯 29.9% |
| ～2万未満 | 1.6% | 3.5% | 2.6% | | 2.0% | 6.0% | 9.2% | 11.0% | 7.1% | | 6.2% | |

出典：事業者からの報告

# 2022年６月以降に発売された主なスマートフォンの対応周波数帯について（2.0GHz帯以下）

○　2022年６月以降にキャリアから発売された主なスマートフォンのうち、特に高価格帯のものは、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンク３社のいわゆるプラチナバンド全てに対応している。

略記号　D：NTTドコモ、K：KDDI、S：ソフトバンク、R：楽天モバイル

（黄）は周波数帯（バンド）と当該バンドを割当てられたMNO
（赤）は他社に割り当てられた周波数に非対応
（青）は自社及び他社に割り当てられた周波数に非対応
（橙）は自社に割り当てられた周波数に非対応

| 端末メーカー（50音順） | 機種名 | 取扱事業者 | 700MHz帯 | 800MHz帯 | | 900MHz帯 | 1.5GHz帯 | | 1.7GHz帯 | 2.0GHz帯 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | バンド28 | バンド18/26 | バンド19 | バンド8 | バンド11 | バンド21 | バンド3 | バンド1 |
| | | | D K S R | D K S R | D K S R | D K S R | D K S R | D K S R | D K S R | D K S R |
| Apple | iPhone 14/Pro/Pro Max/plus | 4社 | ○ | ○/○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OPPO | OPPO Reno7 A | KDDI | ○ | ○/○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| | | 楽天 | ○ | ○/○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| Google | Google Pixel 6a | KDDI、SB | ○ | ○/○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| SAMSUNG | Galaxy Z Fold4 | ドコモ | ○ | ○/○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | | KDDI | ○ | ○/○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | Galaxy Z Flip4 | ドコモ | ○ | ○/○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | | KDDI | ○ | ○/○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | | 楽天 | ○ | ○/○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| SHARP | AQUOS R7 | ドコモ、SB | | ○/－ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | AQUOS sense7 plus | SB | | | | ○ | | | ○ | ○ |
| | AQUOS wish2 | ドコモ | | ○/－ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| | | KDDI | | ○/－ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| SONY | Xperia 1 IV | ドコモ | ○ | ○/－ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | | KDDI | ○ | ○/○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | | SB | ○ | ○/－ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | Xperia 10 IV | ドコモ | | ○/－ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | | KDDI | | ○/－ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | | SB | | ○/－ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| | | 楽天 | | ○/－ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | Xperia Ace III | ドコモ | | | ○ | | | | ○ | ○ |
| | | KDDI | | ○/－ | | | | | ○ | ○ |

# ３．電気通信事業法第27条の３に関する主な課題と今後の検討の進め方

# 販売代理店に関する情報提供窓口に寄せられた通報について

○ 2021年９月10日、総務省は、販売代理店における不適切な行為や、それを助長していると思われる電気通信事業者の評価指標、指示、圧力、不作為等があった場合に、その情報を提供いただくことを目的とし、「携帯電話販売代理店に関する情報提供窓口」を開設。

○ 2022年６月16日～2022年９月末に寄せられた通報は計413件（2021年9月～2022年2月に寄せられた通報（以下「前回通報」という。）は計701件）。そのうち、（２）「通信料金と端末代金の完全分離」に関する通報は268件（前回通報のうち、「通信料金と端末代金の完全分離」に関する通報は394件）。

※ 2022年６月15日、総務省は、MNO各社及び一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会に対して、「販売代理店の業務の適正性確保に向けた措置の実施等に係る要請」を実施。

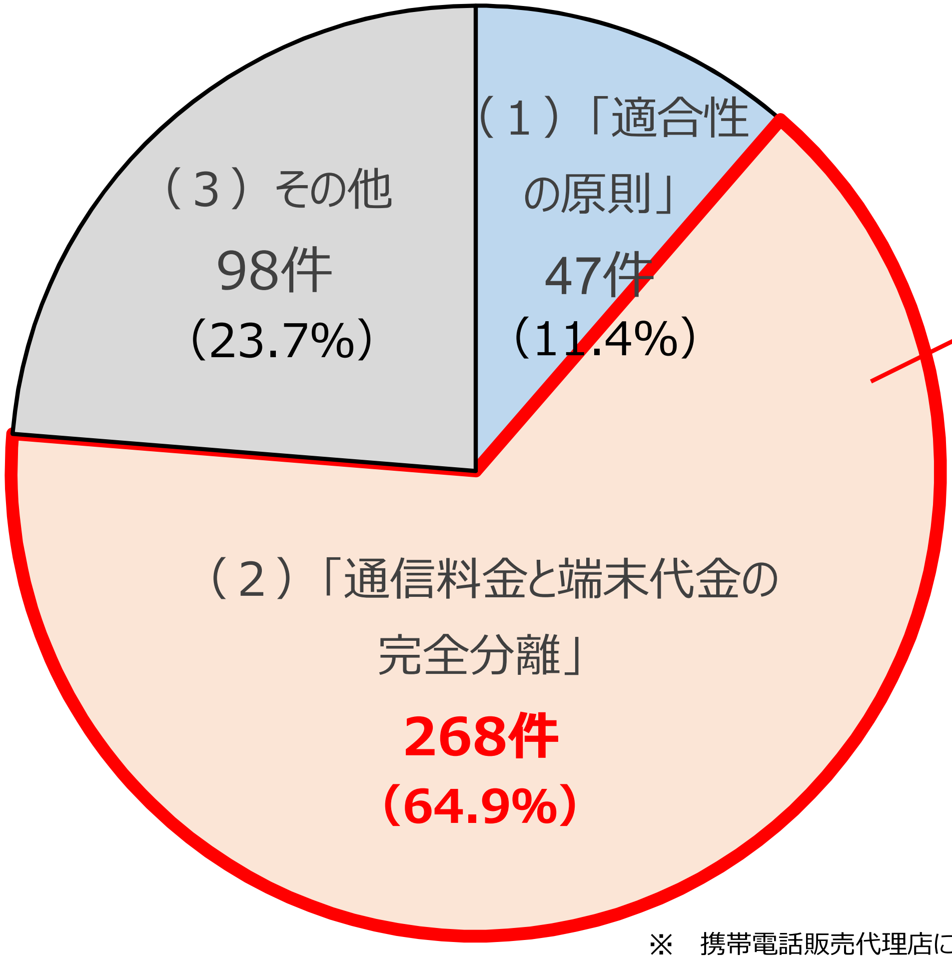


主に、
・ 端末の単体販売拒否
・ 利益提供の上限超過疑義
に関する通報が含まれる。

⬇

（２）として通報されたもののうち、事業法第27条の３等違反が疑われる事案は**約200件**※。

※ 一通報に複数事案が含まれるものは、事案毎にカウント。また「開示不可」は除外。

※ 携帯電話販売代理店に関する情報提供窓口： https://www.soumu.go.jp/form/common/agencyinfo_form.html

# いわゆる「一括○円」等を訴求しての端末販売について

○ 2021年夏～秋頃から、MNO4社は最新の高額端末等について、セット販売と端末単体販売に対する同条件での割引（事業法第27条の3対象外）と、セット販売が条件の割引（事業法第27条の3対象）を組み合わせ、**いわゆる「実質負担額○円」や「一括○円」を訴求しての端末販売**を実施。

⇒ 乗換え利用者の獲得競争が激化していることを受け、上記の形で大幅な安値販売が行われた結果、「**無意味な乗換え**」や「**転売ヤーの跋扈**」といった**新たな課題が発生**

## 例：いわゆる「実質負担額1円」

※楽天モバイルを除く

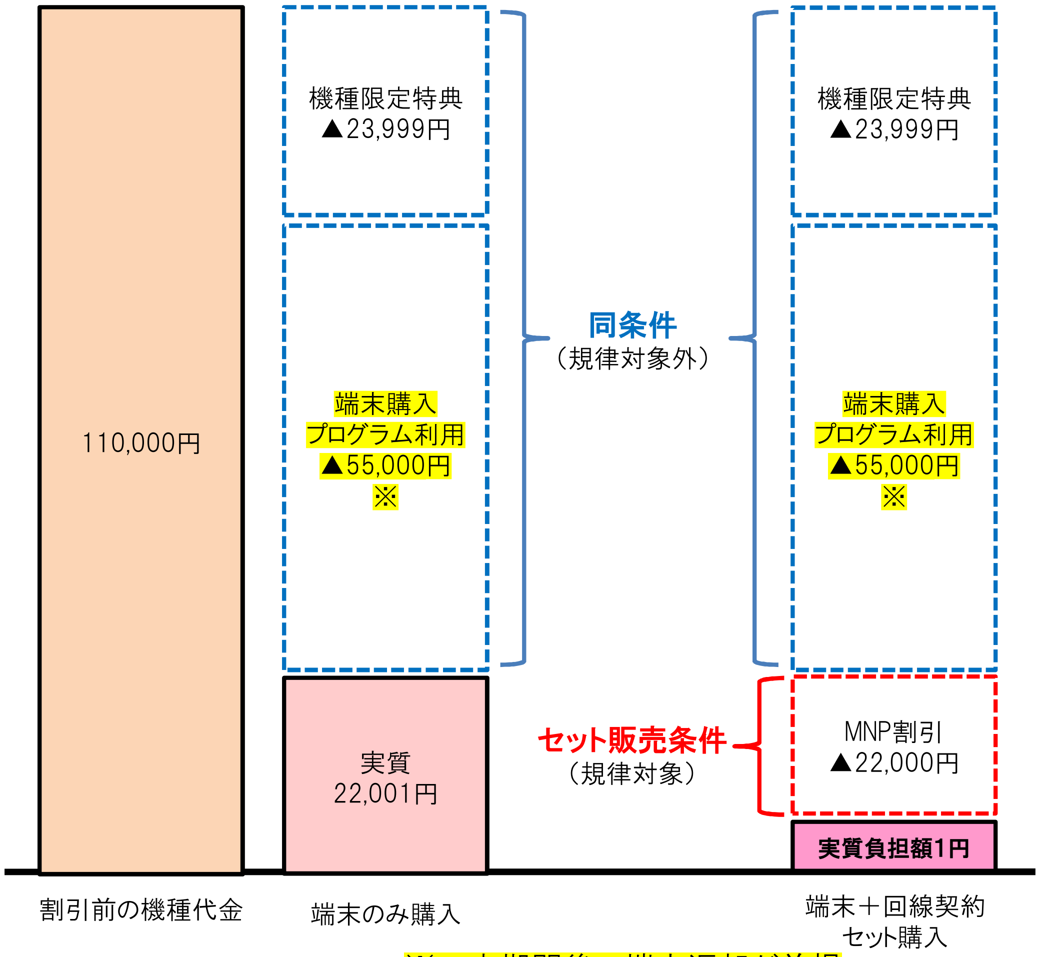


※一定期間後の端末返却が前提

## 例：いわゆる「一括1円」

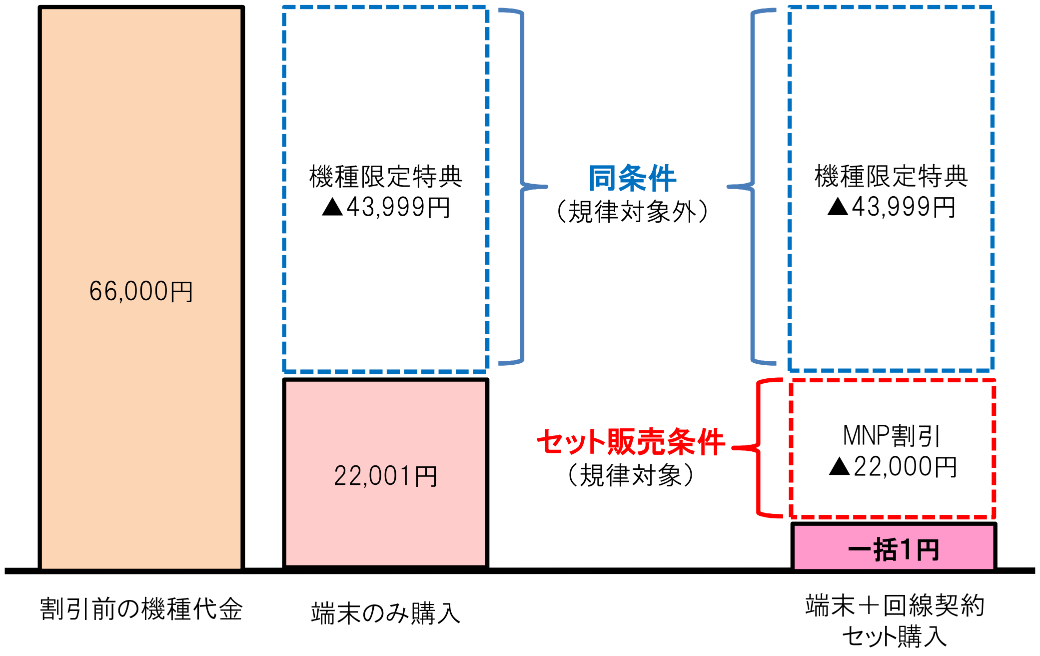

# 競争検証WGにおける3年後検討の進め方



## 今後のスケジュール（案）

| 10月 | 11月～3月 | 2023年　春～夏 | 夏頃 |
|---|---|---|---|
| ・施行状況の検討の開始 | ・関係者ヒアリング | ・(必要に応じて)追加ヒアリング<br>・検討の方向性<br>※個別事案検討 | ・報告書(案)<br>パブコメ<br>・報告書とりまとめ |

## 主な検討事項

1．通信料金と端末代金の完全分離に係る法改正の効果と課題について

2．行き過ぎた囲い込みの禁止に係る法改正の効果と課題について

3．その他、モバイル市場における公正競争確保に関する課題について

## ヒアリング対象者

① MNO

② MVNO

③ 販売代理店

④ 端末メーカー

⑤ その他業界団体